新潟市事業共催及び後援承諾内規

（趣　旨）

第１条　この内規は，市以外の団体と共催する事業及び市以外の団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この内規において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　共催とは，その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し，共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

（２）　後援とは，その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

（承諾の基準）

第３条　共催・後援（以下「共催等」という。）の承諾は，事業の目的及び内容が明確に産業経済，保健衛生，社会福祉等並びに教育，学問，芸術，スポーツ等文化の普及振興に寄与するもので次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

（１）　事業の主催者についての承諾基準

ア　国，地方公共団体又はこれらに準じる公共的団体

イ　産業経済，保健衛生，社会福祉等並びに教育，学問，芸術，スポーツ等の公的団体

ウ　新聞，テレビ等の報道機関

エ　その他市長が適当であると認める団体

（２）　事業目的及び内容の承諾基準

ア　政治団体，宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業でないこと

イ　公共性があり，営利を目的としないものであること

ウ　その他市行政の方針に反しないものであること

（３）　その他の承諾基準

ア　事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分あると判断されるものであること

イ　行事の開催，開設等の場所は，公衆衛生，公害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること

ウ　過去に共催等をしたものについては，承諾の条件が遵守されているものであること

エ　行事等の登壇者や発言者等が２人以上いる場合，その性別に偏りがないよう努められているものであること

（共催等の承諾申請）

第４条　共催等を受けようとする者は，あらかじめ別紙様式第１号による申請書を市長に提出し，その承諾を受けなければならない。

（承諾の通知）

第５条　市長は，共催等を承諾した場合には，当該申請者に対し別紙様式２号による承諾書を交付するものとする。

（事業中止等の届出）

第６条　主催者は，共催等の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には，速やかに市長にその旨を別紙様式第３号又は別紙様式第４号により届け出なければならない。

（事業報告及び決算書の提出）

第７条　主催者は，共催を受けた事業が終了した場合は，速やかに別紙様式第５号による事業開催結果を示す報告書を提出しなければならない。

２　主催者は，後援を受けた事業が終了した場合は，市長の求めに応じて前項の報告書を提出しなければならない。

（共催等の取消し）

第８条　市長は，共催等の承諾を受けた者が，その事業の実施にあたり，この内規の第３条に掲げる要件を具備しなくなったと認めるとき，その他不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

（その他）

第９条　この内規に定めるもののほか，共催等に関し必要な事項は別に市長が定める。

附　則

この内規は，平成元年１０月１日から実施する。

附　則

この内規は，平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和４年４月１日から施行する。